

## 長野県文化芸術振興懇話会 傍聴要領

## 1 傍聴の手続き

- (1) 懇話会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属先を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

## 2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等は行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記の他、会議の支障となる行為をしないでください。
- (4) その他、懇話会座長の指示に従ってください。

## 議事録等の県ホームページへの掲載について

掲載時期	掲載事項
懇話会前 概ね1週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
懇話会后 概ね1週間以内	検討事項、資料を掲載
懇話会后 概ね3週間以内	議事録を掲載